

告示

埼玉県告示第九百五十二号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
飯能市	平成二十八年度	地籍図三十一枚	平成三十年八月三十日
	平成二十九年度	地籍簿一冊	
		双柳第七地区（双柳大字双柳の一部）	